

令和3年度第50回奈良市開発審議会会議録			
開催日時	令和4年1月27日（木）午後2時から午後4時まで		
開催場所	奈良市役所 北棟2階 第203会議室		
出席者	○委員	末吉会長、井上委員、北田委員、片岡委員、小島委員、清水委員 【計6人出席】（三井田委員は欠席）	
	△事務局	中原部長、三山課長、丸谷課長補佐、富永係長、福島係員	
	□関係課	介護福祉課 田中課長補佐、山副係長	
開催形態	公開（傍聴人 0人）	担当課	都市整備部開発指導課
議題 又は 案件	1 議案 （1）第令3-3号議案 「住宅型有料老人ホーム、通所リハビリテーション、診療所の新設」（公開） （2）第令3-4号議案 「介護医療院の増築」（公開） （3）第令3-5号議案 「奈良市開発審査会提案基準の改正」（非公開） 2 既許可物件の事後報告について （非公開）		
決定又は 取り纏め 事項	1 議案 （1）第令3-3号議案 「住宅型有料老人ホーム、通所リハビリテーション、診療所の新設」については複合用途のため、提案基準20「有料老人ホーム」として付議された根拠が不明確。また、診療所について市街化調整区域内への立地の妥当性が不明のため、内容を精査の上、説明を要する。 （2）第令3-4号議案 「介護医療院の増築」については承認された。 （3）第令3-5号議案 「奈良市開発審査会提案基準の改正」については承認された。 2 既許可物件の事後報告についてはすべて報告された。		
議事の概要及び議題又は案件に対する主な意見等			

1 議案

(1) 第令3-3号議案 「住宅型有料老人ホーム、通所リハビリテーション、診療所の新設」

・事務局より「住宅型有料老人ホーム、通所リハビリテーション、診療所の新設」についての概要を説明

○通所リハビリについては、ほとんどここに住まれる方が利用される施設であるとの認識でよろしいですか。同法人が運営されているケアハウスなどからの利用もありますか。独立しているかの確認です。

△通所リハビリと診療所については別の施設からの利用もあります。

○診療所の扱いについてお聞きしますが、今回は有料老人ホームの提案基準とのことですが、他の機能が含まれている時の割合についての基準等がありますか。施設外の方も整形外科に来られると思いますので、わざわざ市街化調整区域で診療所を開設する必要性がどの程度あるのでしょうか。ここで整形外科を開設しなければならない理由や、ここに開設することの妥当性などはありますか。

△割合の件につきましては特に定めはありません。今回は有料老人ホームの提案基準で付議させていただいていますが、他の用途がどの規模以下だったら有料老人ホームで、どの規模以上になると有料老人ホームから外れると言った基準等はありません。

診療所に関しましては提案基準24に医療施設の新設というものがございます。今回の件につきましてはこれで全て読めるかどうかと言いますと、読めませんので提案基準20と提案基準24を足し合わせて今回、付議させていただく形とさせていただきたいと考えます。

○提案基準24を見ておりますが、この提案基準による救急医療の対応となるとそこまでの施設ではないと思います。また、先程の面積比率の基準はないとのこと。様々な用途が入った施設はどの提案基準で認めると言ったところが、曖昧になってしまうと思います。診療所を設置されるということで、うやむやな状態で、市街化調整区域内に開設されることが懸念するところです。

提案基準20と24を合わせたものをご説明がありました。その場合は24の基準も満たさないといけないと考えます。

通所リハについては別の要件があるのでしょうか。それとも提案基準20で読めるのでしょうか。

△主は有料老人ホームで、主の用途と連携が必要な施設ということで通所リハを含めております。

○連携と言う理由でしたら、提案基準20だけに絞る理由はないですね。そのあたりど

の基準を持って判断するのかを整理していただきたいと考えます。

また、同じ建物に設置するというだけで診療所ができることに疑問があります。本件はここで結論を出すことはせず、再度説明をお願いしたいと思います。後日でも構いませんので、再度説明をしていただけますか。

△承知しました。

(2) 第令3-4号議案 「介護医療院の増築」

・事務局より「介護医療院の増築」についての概要を説明

○立地を認めようとする理由の中で、病院に併設されていることが必要不可欠とあり、文書的には病院の附属施設の様な印象ですが、あくまでも医療施設ではなく、介護保険法による施設ですか。

△はい。介護医療院の位置づけは介護保険法による施設です。次の案件になりますが提案基準16に介護老人保健施設の改正をさせていただきたいと考えております。今回は個別付議とさせていただいておりますが介護保険法上、介護医療院は介護老人保健施設と類似しておりますので、病院と併設している必要があると考えております。

○併設の形態でないと成立しないのですね。

△はい。

・その他、建物計画等の意見もあったが承認された。

資 料	
-----	--